

## 愛媛県行政評価システム外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 県が実施する行政評価システムに県民の視点を導入し、評価の客観性・公平性、評価結果の精度を高めるとともに、県民への説明責任の徹底、透明性の向上を図るため、愛媛県政策・事務事業評価実施要綱（平成17年5月17日制定）第10条の規定に基づき、愛媛県行政評価システム外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 予算施策評価及び事務事業評価結果に関する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員会に会長を置く。
- 3 会長は、委員が互選する。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (報告)

第6条 委員会は、必要に応じ、第2条の規定により調査検討した結果を愛媛県行政改革・地方分権推進委員会に報告することができる。

### (解散)

第7条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行財政推進局財政課において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱改正後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年6月25

日までとする。